事業主体 団体

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 土地改良負担金償還平準化事業

土地改良事業受益者負担金の年償還金の一部を繰り延べるために土地改良区等が融資機関から借り入れる資金(平準化資金)の借入利率が無利子となるように、融資機関に対して利子補給を行う。

(1) 事業期間

平成2年度から令和24年度まで (新規採択は平成16年度で終了)

(2) 採択要件

平成2年3月31日 (ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による自由化等の影響を受ける場合は平成6年3月31日) までに採択された土地改良事業であって、以下の要件を満たす地区

- ①転作率や輸入自由化影響農産物(米、麦など23種類)の作付け率などが一定割合以上である
- ②10a当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べておおむね3倍以上になっている
- ③ピーク時における償還額が一定以上である
- ④平準化事業を実施することで負担金の償還が確実になる見込みがある
- (3) 対象負担金
 - ①国営土地改良事業の受益者負担金
 - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - ④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金
- (4) 平準化資金の融資条件

融資限度額:負担金償還の平準化に必要な額

貸付期間:平準化に必要な期間

償 還 期 限:10年以内

償 還 方 法:元金均等年賦償還

貸付利率:無利子

資金の使途:借入年度における対象事業の負担金及び前年度までの平準化資金の償還

2 担い手育成支援事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む土地改良区等について、負担金償還利息の一部に相当する額を助成する。

(1) 事業期間

平成7年度から令和8年度まで (新規採択は平成12年度で終了)

(2) 採択要件

平成6年3月31日までに採択された土地改良事業であって、以下①、②の要件を満たす地区

- ①事業認定後5年以内に、担い手の経営農用地の面積が3割以上(一定の条件を満たしている場合は2割以上)増加すると見込まれる
- ②ピーク時の年償還額について、次のいずれかに該当する
 - ・10aあたり: 3万円以上
 - ・戸あたり : 20万円以上
- (3) 対象負担金
 - ①国営土地改良事業の受益者負担金
 - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - ④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借り入れにかかる償還金
- (4) 助成内容等

助成額:当該年度の負担金償還額の助成限度利息2.0%を超える利息相当額助成期間:年償還額がピーク時年償還額の70%に相当する額を超える期間

- (5) 助成の加算について
 - ①土地利用高度化加算

土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、上の要件に加えて一定の要件を満たす場合、利子助成の加算(利息1%相当額)を行う。

②広域·専業特例

面積が1,000ha以上で、専業率が高く(専業農家及び第 I 種兼業農家の占める割合が戸数

または面積で1/2以上)、ピーク時の戸あたり年償還額が10万円以上となる地区について、 一定の要件を満たした場合は土地利用高度化加算の交付のみを受けることができる。

3 水田·畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

(1) 事業期間

平成19年度から (新規採択は令和7年度まで)

(2) 採択要件

平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業(国営土地改良事業等については、それ以前に 採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象)であって、 目標年度までに担い手農地利用集積率が一定割合以上増加することが確実と見込まれる地区

- (3) 対象負担金
 - ①国営土地改良事業の受益者負担金
 - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - ④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
 - ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金
- (4) 融資条件

融資限度額:受益者負担金の5/6

償 還 期 限:25年以内(据置期間を含む)

据 置 期 間:10年以内 償 還 方 法:均等年賦償還

貸付利率:無利子

資金の使途:借入年度における対象事業の負担金の償還

(5) 経営所得安定対策等支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

4 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、 当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

(1) 事業期間

平成19年度から (新規採択は令和7年度まで)

(2) 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること

- ①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)
- ②土地改良法第88条
- ③海岸法(昭和31年法律第101号)第5条又は第6条
- ④地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第7条又は第10条
- ⑤独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第3号
- ⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)による廃止前の独立行政法 人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第9号(土地改良施設に限る。)及び 森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止 前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第6号
- (3) 助成対象負担金
 - ①国営土地改良事業の受益者負担金
 - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - ④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
 - ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金
- (4) 災害償還助成計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県 土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

5 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金の償還利息相当額を助成する。

(1) 事業期間

平成21年度から令和7年度まで(新規採択は平成27年度まで)

(2) 採択要件

下記の要件を満たしていること

- ①担い手への農地集積について次のいずれかに該当すること
 - i) 担い手への農地集積の増加が一定以上見込まれる
 - ii) 担い手者数の増加が15パーセント以上見込まれる
 - iii) 耕地利用率の増加が一定以上見込まれる
- ②農家負担の要件について次のいずれかに該当すること
 - i) 10a当たり合算総償還額が87,000円以上
 - ii) 1戸当たり合算総償還額が1,470、000円以上
- ③「人・農地プラン」を作成している、又は作成することが確実と見込まれること

(3) 助成対象負担金

- ①国営土地改良事業の受益者負担金
- ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- ④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金
- (4) 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、宮城県土地 改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

- ①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額(ただし、 合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない)
- ②土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金借入の償還金については、借換を行った年度 の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を①の償還利息相当額とみなす。